

運行ダイヤ・ルートの一部変更について

1 目的

慢性的な遅れが出ている東ルートについて、ダイヤの適正化を図る。

2 変更内容

(1) 運行ダイヤの修正

ルート全体の運行時間を考慮したダイヤの適正化を資料2のとおり図るとともに、右回りについては、毎時17分～18分、47分～48分の三郷踏切の遮断を避ける形とする。

(2) 運行ルートの一部簡素化

市役所周辺の運行ルートの簡素化を資料3のとおり行う。

3 変更日

平成26年4月1日（火）

4 周知方法

- (1) 市広報による周知（3月15日号広報）
- (2) 時刻表全戸配布（3月15日号広報同封）
- (3) 市ホームページによる周知（3月上旬）
- (4) バス車内への周知（3月上旬）
- (5) 停留所への案内掲示（3月上旬）